

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 6 月 1 日 至 令和 8 年 5 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 竹園医院

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 滋賀県近江八幡市安土町常楽寺 590 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 6 年 6 月 7 日

(4) 設立登記年月日 平成 6 年 6 月 15 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	竹園 康秀	診療所管理者
理 事	竹園 賢一	
同	竹園 裕子	
同	竹園 直輝	
同	岸 麻由子	
監 事	小西 洋子	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人竹園医院	2510401405	滋賀県近江八幡市安土町 常楽寺 590 番地	なし

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年7月29日 令和6年度決算の決定及び理事、監事の選任

令和8年3月30日 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし

(9) その他
なし

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は
廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人 竹園医院

※医療法人整理番号 0 0 1 1 3

所在地 滋賀県近江八幡市安土町常楽寺590番地

財 産 目 録

(令和 8年 5月 31日現在)

1. 資 産 額	282,278 千円
2. 負 債 額	9,928 千円
3. 純 資 産 額	272,350 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	90,280
B 固 定 資 産	191,998
C 資 産 合 計 (A + B)	282,278
D 負 債 合 計	9,928
E 純 資 産 (C - D)	272,350

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3－2（診療所のみを開設する法人）

法人名 医療法人 竹園医院
所在地 滋賀県近江八幡市安土町常楽寺590番地

※医療法人整理番号 0 0 1 1 3

貸 借 対 照 表
(令和 8年 5月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	90,280	I 流 動 負 債	9,864
II 固 定 資 産	191,998	II 固 定 負 債	64
1 有 形 固 定 資 産	17,701	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	327	負 債 合 計	9,928
3 そ の 他 の 資 産	173,970	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 出 資 金	15,000
		II 繰越利益剰余金	257,350
			0
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	272,350
資 産 合 計	282,278	負債・純資産合計	282,278

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4－2（診療所のみを開設する法人）

法人名 医療法人 竹園医院
所在地 滋賀県近江八幡市安土町常楽寺590番地

※医療法人整理番号 00113

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 6月 1日 至 令和 8年 5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	150,152
2 事業費用	161,374
本来業務事業損失	11,222
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	11,222
II 事業外収益	5,185
III 事業外費用	
経常損失	6,037
IV 特別利益	115
V 特別損失	
税引前当期純損失	5,922
法人税等	985
当期純損失	6,907

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 竹園医院

理事長 竹園 康秀 殿

私（注１）は、医療法人竹園医院 の令和 7 会計年度（令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 7 月 27 日

医療法人 竹園医院
監事 小西 洋子

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細書表」とする。